

令和3年3月29日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

高齢者向け接種を実施するための新型コロナワクチン等の配分について
(4月26日の週および5月3日の週)

今般、高齢者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のためのワクチン、注射針およびシリンジの配分について、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

同ワクチン等の出荷について、概要は下記のとおりです。（1箱＝195バイアル）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会等に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 4月26日・5月3日の週におけるワクチン出荷の考え方

① 4月26日の週に各市町村1箱ずつ、全国で計1,741箱

② 4月26日・5月3日の週に、①に加えて全国で計4,000箱

②については、V-SYSを用いて高齢者人口等に応じた配分を行うことを想定しており、市町村の規模によっては②のワクチン等が配分されないことがあり得る。

なお、これ以降の高齢者向け接種用のワクチン等は、2週間ごとに配送を行う予定。また、5月10日・17日の週では、順次、高齢者向けで10,000箱以上のワクチンをV-SYSに入力された納入希望量に応じて配送する予定。

2. V-SYSを用いた割り当ての実施

(1) 基本的な考え方

4月26日・5月3日の週に出荷するワクチン等（①②の合計5,741箱）の割り当てはV-SYSを用いて行う。

(2) V-SYSでの配送箱数の割り当て作業

① ワクチン等の配送を希望する基本型接種施設は、必要に応じて自治体と調整のうえ、4月9日までに納入希望量をV-SYSで入力すること。今回のワクチン配送は大型連休と日程が重なっており、ワクチン、ドライアイス等の受け入れ体制等を考慮し、配送先はファイザー社ワクチン用ディープフリーザーが設置された基本型接種施設とする。

② 厚生労働省は4月11日までに、都道府県へのワクチン等の割当量を確定する。都道府県は4月13日まで、市町村は4月19日までにワクチン等の割当量を入力すること。都道府県は、市町村が入力した割当量の確定を4月20日までに行う。

③ 各市町村1箱出荷については、V-SYS上で各市町村の割当量が最低1箱以上になるように調整すること。ただし、この時点で配送を受けることが適当でないと市町村が判断した場合、当該市町村に割り当てられた1箱分については、当該市町

村及び他の市町村並びに都道府県の合意により、当該他の市町村に割り当てることができる。

(3) 各市町村1箱出荷の対象とする配送先の登録

4月26日の集中に優先的に配送を希望する1,741箱の配送先について基本型接種施設ごとの割当量の確定後、厚生労働省に登録すること。

(4) 4月26日・5月3日の週の計4,000箱の配送

大型連休中にワクチン接種を実施する予定の市町村に対し配送時期を調整することが可能かどうか、内閣官房内閣参事官において検討するため、各市町村に照会が行われている。